

岩行発第32号  
平成26年 8月 1日

会 員 各 位

岩手県行政書士会  
会長 田 村 格  
(公印省略)

### 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正について

標記の件につきまして、日本行政書士会連合会より職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正について下記のとおりのお知らせがございました。

会員の皆様におかれましては、「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」及び関係法規集に掲載しております岩手県行政書士会職務上請求書取扱規定の遵守をお願いいたします。

職務上請求書は、限られた資格者にのみ認められた制度であり、適正な使用及び厳格な取扱いに努めてくださるようお願いいたします。

### 記

職務上請求書の盗難・紛失等があった場合に第三者による不正請求の防止対策として、該当する「現に有効な職務上請求書」の払出し番号等の一部情報を、本会のインターネット上のホームページにて自治体等に公表する「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正(案)」が、本年7月16日～17日に開催された理事会での議案として上程され、可決・成立したことから施行しております。

#### <公表場所>

日本行政書士会連合会ホームページのTOP画面上に、「盗難・紛失等の職務上請求書用紙」のタブを設置して、公表ページへバナーを貼る。

#### <公表項目>

- ① 日本行政書士会連合会への盗難・紛失等の届出年月日
- ② 所属単位会
- ③ 盗難・紛失等に係る用紙の払出し番号

#### <別添資料>

- ・「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正(案)」  
※新旧対照条文を含む。

## 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正（案）について

### 【改正の理由】

職務上請求書に盗難・紛失等があった場合又は登録の取り消し等により交付を受けた職務上請求書に未返戻があった場合に、第三者による不正請求を防止するために、当該情報を各自治体等に公表するもの。

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部を次のように改正する。

第 31 条の次に次の 1 条を加える。

#### （盗難等の報告の公表）

第 31 条の 2 本会は、前条に基づく盗難若しくは紛失又は未返戻（以下「盗難等」という。）の報告を受けたときは、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、公表は現に有効な職務上請求書様式に関するものに限るものとする。

- 一 盗難等の届出年月日
  - 二 所属する単位会
  - 三 盗難等にかかる用紙の払出し番号
- 2 前項に規定する事項は本会のインターネット上のホームページに掲載することで公表するものとする。

#### 附 則

この規則は平成 26 年 7 月 17 日から施行する。

## 職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則の一部改正（案）

### 新旧対照表

改正案	現行
<p>（盗難・紛失等の公表）</p> <p>第 31 条の 2 本会は、前条に基づく盗難若しくは紛失又は未返戻（以下「盗難等」という。）の報告を受けたときは、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、公表は、現に有効な職務上請求書様式に関するものに限るものとする。</p> <p>一 盗難等の届出年月日</p> <p>二 所属する単位会</p> <p>三 盗難等にかかる用紙の払出し番号</p> <p>2 前項に規定する事項は本会のインターネット上のホームページに掲載することで公表するものとする。</p>	<p>（新設）</p>